

障害厚生年金（障害共済年金）の制度について

公立学校共済組合愛知支部

【1】障害厚生年金（障害共済年金^{注1}）の概要

障害厚生年金とは、厚生年金保険法に規定される被保険者（共済組合の組合員を含む）期間において初診日^{注2}がある傷病により、国民年金法施行令及び厚生年金保険法施行令において定められた障害等級^{注3}が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態になった場合に支給される年金です。

また、障害等級が1級または2級に該当する場合は、あわせて障害基礎年金^{注4}も支給されます。

(注)

- 1 共済組合の組合員期間中に初診日がある傷病により、平成27年9月30日以前に年金を受給する権利が発生した場合、初診日が「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行前であるため、障害厚生年金ではなく障害共済年金の支給対象となります。
- 2 初診日とは、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日を指します。
- 3 公的年金給付における障害等級は、国民年金法施行令及び厚生年金保険法施行令あるいは地方公務員等共済組合法（平成27年9月30日以前に障害共済年金を受給する権利が発生した場合において改正前の法令）に基づく等級です。身体障害者福祉法施行規則に基づく等級（障害者手帳の等級）とは異なります。（別表のとおり）
- 4 障害基礎年金は在職中であっても、原則として全部が支給されます。障害厚生年金及び障害共済年金は平成27年10月以降支給分に限り、在職中でも全部または一部が支給されます。（平成27年9月以前支給分については、在職中期間は原則として全額支給停止となります。）

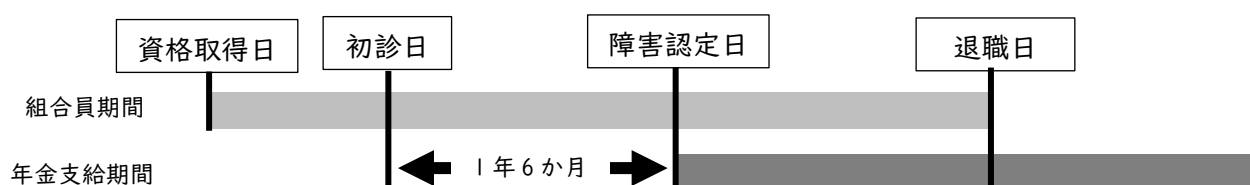
【2】障害厚生年金（障害共済年金）の受給要件

障害厚生年金（障害共済年金）には、次の3つの受給要件があります。

- (1) 初診日において被保険者（組合員）であること。
- (2) 次の①～③の時点において、障害等級1級、2級または3級に該当する障害状態にあること。

①障害認定日請求

障害認定日は初診日から1年6か月を経過した日が原則です。



②障害認定日請求（特例症例によるもの）

特例として症状固定（治療の効果が期待できない状態となること）したとき、または次の症例についてはその状態に至ったときは、初診日から1年6か月を経過する前であっても、それぞれが障害認定日となります。

	症 例	障 害 認 定 日
1	上肢または下肢の切断または離断	切断または離断した日
2	人工骨頭または人工関節の挿入あるいは置換	挿入あるいは置換した日
3	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD） または人工弁の装着	装着した日
4	人工透析療法の施行	透析開始から3か月を経過した日
5	人工肛門の造設あるいは尿路変更術の施行	造設あるいは施行から6か月を経過した日
	新膀胱の造設	造設した日
6	喉頭の全摘出	全摘出した日
7	在宅酸素療法の施行	在宅酸素療法を開始した日
8	脳血管疾患による機能障害 （医学的に機能回復が望めない場合等）	初診日から6か月を経過した日
9	心臓の移植、人工心臓または補助人工心臓の装着	移植または装着した日
10	心臓再同期医療機器（CRT）または除細動器機能付き心臓再同期医療機器（CRT-D）の装着	装着した日
11	人工血管（ステントグラフトを含む）の挿入置換 （胸部大動脈解離、胸部大動脈瘤によるもの）	挿入置換した日
12	遷延性植物状態	状態に至った日から3か月を経過した日以降

③事後重症請求

障害認定日時点で障害等級非該当であっても、65歳に達する日の前日まで、または老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける前に障害等級1級、2級または3級に該当する障害状態となったときは、障害厚生年金を請求することができます。ただし、65歳に達した日以降または老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は請求できません。



(3) 障害認定日が平成27年10月1日以降である場合は、次の保険料納付要件についていずれかを満たすこと。

- ①初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間のうち、3分の2以上の期間について保険料が納付または免除されていること。
- ②初診日の前日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月以前1年間において保険料の未納がないこと。

【3】障害厚生年金（障害共済年金）の請求手続き

公立学校共済組合の障害厚生年金（障害共済年金）の手続きは、所属する支部事務局を通して行います。

（1）診断書及び年金請求書等の提出

まずは、電話または郵便等にてお問い合わせください。（【7】を参照）

なお、病状により組合員の方からのご連絡が困難の場合は、ご家族の方、所属所の事務職員等の方ならびに組合員の方から委任された社会保険労務士の方からのお問い合わせも承ります。

お問い合わせの際、初診日、傷病名、症状の経過及び公的年金加入期間状況等についてお伺いします。お伺いした内容に基づき支部事務局から手続きに必要な年金請求書（【6】（3）を参照）や診断書等を送付いたしますので、記入等のうえ、一式揃えてご提出ください。

なお、提出いただいた書類の記入内容によっては、別途書類が必要になる場合や、不備による修正が必要になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

（2）障害程度の認定と補足書類の提出

提出いただいた診断書等をもとに、公立学校共済組合本部を經由して、当共済組合の審査医が障害程度の認定を行います。

障害程度の認定は、3か月程度のち、支部事務局から文書にて通知いたします。

※障害程度の認定は、障害等級1級、2級及び3級のいずれかに該当したか、あるいは非該当となったかについてのみ開示します。どの等級となったかについては、すべての手続きが完了したのち、公立学校共済組合本部から送付される年金証書にてご確認ください。

（3）年金の決定

さらに3か月程度のち、提出いただいた年金請求書等の書類をもとに、公立学校共済組合本部において障害厚生年金（障害共済年金）の裁定が行われ、決定された年金額と障害等級について記載された年金証書を送付し、年金の支給が行われます。

また、障害基礎年金については、さらに概ね1か月後に日本年金機構において裁定が行われ、同様に年金証書を送付し、年金の支給が行われます。

【4】傷病手当金（短期給付）との併給調整

共済組合から同一傷病に係る傷病手当金を受給している方が、障害厚生年金（障害共済年金）及び障害基礎年金を同時に受給する場合、傷病手当金の支給額から障害厚生年金（障害共済年金）及び障害基礎年金の支給相当額を控除して支給されることとなります。

そのため、傷病手当金を受給している方は、支部事務局資格・給付グループへ連絡し、障害厚生年金（障害共済年金）及び障害基礎年金の年金証書の写しを提出してください。

なお、この併給調整で支給される額は、結果的に本来の傷病手当金支給相当額と同額になります。

【5】初診日の取扱いに関する注意事項

障害厚生年金（障害共済年金）における初診日は、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日を指しますが、次の6つの事項にご注意ください。

①受診する医療機関を変更した場合

最初に受診した医療機関の初診日をもって障害厚生年金（障害共済年金）における初診日となります。

②請求しようとする傷病について受診する前にその傷病と因果関係のある別の傷病がある場合

因果関係のある別の傷病の初診日をもって障害厚生年金（障害共済年金）における初診日となります。

③最初に受診した医療機関では病名等の診断がなかったが、他の医療機関を受診し正確な病名等の診断がされた場合

最初に受診した医療機関の初診日をもって障害厚生年金（障害共済年金）における初診日となります。

④健康診断（定期健診や人間ドック等）を受診した際に異常を指摘され、その後1年以内に精密検査等を受けた結果、正確な病名等の診断がされた場合

精密検査等を受けた日をもって障害厚生年金（障害共済年金）における初診日となります。

⑤請求しようとする傷病が別の傷病の治療（投薬や手術等）の副作用である場合

状況により初診日を判断する必要があります。詳細を確認しますので、支部事務局までご相談ください。

⑥請求しようとする傷病がいったん治癒または軽快したのち再発した場合

状況により初診日を判断する必要があります。詳細を確認しますので、支部事務局までご相談ください。

【6】その他の注意事項

（1）初診日と請求先に関すること

はじめに、請求しようとする傷病の初診日について、共済組合職員が手続書類の送付前に確認いたしますが、各書類を提出いただいたのち、正確な初診日の確認ができないと判断される場合や、初診日が組合員期間外であるとされる場合は、当共済組合に対し障害厚生年金（障害共済年金）をすることができませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、初診日が他の被用者年金裁定機関^{（注）}に加入している期間であった場合は、当該機関での請求を行うことができる場合があります。

(注) 他の被用者年金裁定機関の例

- ・民間企業等の社会保険加入者（厚生年金第1号被保険者）・・・日本年金機構（年金事務所）
- ・国立大学附属学校の教職員等（厚生年金第2号被保険者）・・・国家公務員共済組合連合会
- ・私立学校の教職員等（厚生年金第4号被保険者）・・・日本私立学校振興・共済事業団（私学共済）
- ・県の知事部局の職員（厚生年金第3号被保険者）・・・地方職員共済組合

(2) 書類不備の場合における免責事項

診断書、その他手続きの際に提出いただく書類に不備がある場合は、その都度、提出いただいている書類の修正や別途書類の提出を当共済組合からお願いすることがあります。

場合によっては、複数回お願いすることもありますので、ご承知おきください。

また、障害厚生年金（障害共済年金）の裁定には初診日の確認が非常に重要であるため、特に古くから医療機関にかかっていた場合や複数の傷病を同時に併発されている場合などは、書類の整備が困難となる可能性がございます。

(3) 年金請求書等の送付

はじめにお伺いした、初診日、傷病名、症状の経過及び公的年金加入期間状況等について内容に基づき、年金請求書の送付時期が異なります。

①障害認定日が平成27年9月以前である場合

障害程度の認定後に「障害共済年金請求書」を送付します。また、障害等級2級以上の場合は「年金請求書（厚生年金・国民年金障害給付）」と合わせて送付します。必要事項を記入した年金請求書は指定された添付書類と合わせて提出してください。

②障害認定日が平成27年10月以降である場合

診断書等と合わせて「年金請求書（厚生年金・国民年金障害給付）」送付します。必要事項を記入した年金請求書は診断書等その他の指定された添付書類と合わせて提出してください。

【7】お問い合わせ先

公立学校共済組合愛知支部事務局 年金グループ

所在地 〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
(愛知県庁西庁舎8階 愛知県教育委員会福利課内)

電話 052-954-6776

(9:00~12:00、13:00~17:00、土日祝及び12/29~1/3を除く)

ご相談や書類の持参など、ご来訪の際には、必ず事前に電話による連絡・予約等をお願いいたします。

(別表) 障害等級 1 級及び 2 級は国民年金法施行令、3 級は厚生年金保険法施行令による。

障害の 程度	障害の状態
1 級	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	2 両耳の聴カレベルが 100 デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢の全ての指を欠くもの
	5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	2 両耳の聴カレベルが 90 デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
3 級		次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
	1	
	2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしやく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	

14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
----	--

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。